

各室・部の長 殿
各支社長 殿

担当取締役

工事に関する監督及び検査要領について

工事に関する監督及び検査の方法について、次のとおり定めたので、これにより適切に実施されたい。

記

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、東日本高速道路株式会社契約規程（以下「規程」という。）及び東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（以下「実施細則」という。）に基づき実施する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについて、定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 契約責任者とは、実施細則第 2 条別表 1 に規定する者をいう。
- 二 検査責任者とは、実施細則第 2 条別表 2 に規定する者をいう。
- 三 監督とは、本要領第 8 条に示す契約書類等における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、また、必要に応じて受注者に対して指示等を行い契約の適正な履行の確保のために行う次のことをいう。
 1. 工事請負契約書に基づく、発注者の権限とされる事項のうち、契約責任者が必要と認めて委任した内容の処理
 2. 契約の履行について、受注者に対する必要な指示、承諾及び協議
 3. 関連する複数の工事がある場合における工程等の調整
 4. 工事の内容の変更、工事の一時中止等の必要があると認めた場合の措置
 5. 本要領第 8 条に示す契約書類等に基づく工程の管理
 6. 本要領第 4 条に規定する副監督員等を置く場合は、副監督員等の指揮監督
- 四 検査とは、受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について本要領第 8 条に示す契約書類との適否を判断することをいう。

第2章 監督

(監督員)

- 第3条 契約責任者は、規程第11条の規定に基づき自ら監督員となり、当該工事の監督を行うものとする。
- 2 本社（東日本高速道路株式会社組織規程（平成17年東日本高速道路株式会社規程第6号。以下「組織規程」という。）または支社（組織規程第19条第1項に規程する支社という。以下同じ。）の契約責任者が契約した工事の場合において、当該契約責任者が自ら監督員として当該工事を監督することが現実的に不可能で他の者を監督員とすることが適切と判断されるときは、実施細則第2条第5項及び第6項に基づき、次の各号に定める者を監督員として置くことができるものとする。
- 一 本社の契約責任者が契約した工事の場合
当該工事を担当する本社の課の長、室の主幹またはチームのリーダーとする。
 - 二 支社の契約責任者が契約した工事の場合
 - イ 事務所（組織規程第27条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）の所掌に属する工事にあつては、当該工事を担当する事務所の長とする。
 - ロ 事務所の所掌に属さない工事にあつては、当該工事を担当する支社の課の長またはチームのリーダーとする。
- 3 本社または支社の契約責任者は、前項の各号に定める者を監督員として置くことが出来ない場合は、当該工事の技術的条件を勘案し監督を厳正かつ的確に行うことが出来ると認められる者を監督員として置くものとする。

(副監督員等)

- 第4条 監督員は、監督を行う際の補助者として副監督員、主任補助監督員及び補助監督員（以下「副監督員等」という。）が必要であると認める場合は、次の各号に定める者を置くものとする。
- なお、監督員は、次の各号に定める者を副監督員等と出来ない場合は、当該工事の技術的条件を勘案し監督を厳正かつ的確に行うことが出来ると認められる者を置くものとする。
- 一 副監督員
 - イ 前条第二号イ（支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属する工事）の場合は、当該工事を担当する事務所の技術担当副所長とする。
 - ロ 前条第二号ロ（本社または支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属さない工事）の場合は、当該支社の社員とする。
 - ハ 事務所の契約責任者が契約した工事の場合で、当該工事の内容に該当する職種（土木系または施設系）の技術担当副所長が2名以上いる場合においては、当該工事を担当する事務所の技術担当副所長とする。
 - 二 主任補助監督員
 - イ 前条第一号（本社の契約責任者が契約した工事）の場合は、当該工事を担当する課の課長代理、室の副主幹またはチームのサブリーダーとする。
 - ロ 前条第二号イ（支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属する工事）の場合は、当該工事を担当する事務所の（担当）課、工事区または工事班の長とする
 - ハ 前条第二号ロ（支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属さない工事）の場合は、当該工事を担当する支社の課の課長代理またはチームのサブリーダーとする
 - ニ 事務所の契約責任者が契約した工事の場合は、当該工事を担当する事務所の（担当）課、工事区または工事班の長とする。
- 三 補助監督員
 - イ 前条第一号（本社の契約責任者が契約した工事）の場合は、当該工事を担当する本社の課・室またはチームの社員とする。
 - ロ 前条第二号イ（支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属する工事）の

- 場合は、当該工事を担当する事務所の（担当）課、工事区または工事班の社員とする。
- ハ 前条第二号ロ（支社の契約責任者が契約した工事のうち事務所の所掌に属さない工事）の場合は、当該工事を担当する支社の課またはチームの社員とする。
 - ニ 事務所の契約責任者が契約した工事の場合は、当該工事を担当する事務所の（担当）課、工事区または工事班の社員とする。

（社員以外による監督）

第5条 契約責任者は、前条により副監督員等を置く工事である場合は、社員以外の者を補助監督員とすることができる。

（監督員の権限の委任）

第6条 監督員は、契約書で規定された権限の一部を副監督員等に委任することができる。

2 監督員は前項に基づき副監督員等に権限を委任する場合は、委任した内容を契約書類等に明記しなければならない。

（副監督員等の通知）

第7条 監督員は、第4条及び第5条に基づき副監督員等を置いたときは、副監督員等の氏名、所属を受注者に通知しなければならない。

なお、副監督員等を変更したときも同様とする。

（監督員、副監督員等の業務）

第8条 監督員及び副監督員等は、次の各号の書類（以下「契約書類等」という。）のうち当該工事で適用となる書類に基づき、発注者の責務を遂行し受注者が工事を適正に履行されるよう監督（指示、承諾、協議、通知、立会い）を行うものとする。

- 一 契約書
- 二 図面
- 三 単価表または工事費内訳書
- 四 仕様書
- 五 特記仕様書
- 六 割掛対象表
- 七 入札者（見積者）に対する指示書
- 八 質問書及び回答書
- 九 当該工事で適用すべき諸基準（各種施工管理要領等）
- 十 低入札価格調査対象工事である場合は、低入札価格調査資料
- 十一 工事現場における施工体制点検要領
- 十二 その他前一号から十一号を補完する書類

（指揮監督）

第9条 監督員は、第6条において副監督員等に委任した内容について、副監督員等が第8条に基づき行う監督業務を指揮監督するものとする。

2 副監督員は、監督員を補佐するとともに、主任補助監督員及び補助監督員が行う監督業務に関して必要な助言を行うものとする。

3 主任補助監督員は、補助監督員が行う監督業務を総括するものとする。

（副監督員等の職務の代行）

第10条 監督員は、第4条に基づき置いた副監督員等に事故があるときは、第7条に基づき受注者に通知した当該副監督員等を解除するものとする。

2 前項の場合において、監督員は、第6条で当該副監督員等に委任した権限の行使については、

監督員自らが行うものとし、その旨を受注者に通知しなければならない。

- 3 監督員は、前項によらず第4条及び第5条に基づき副監督員等を新たに置く場合は、第7条に基づき受注者に通知しなければならない。

第3章 検査

(検査の種類)

第11条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 しゅん功検査
- 二 一部しゅん功検査
- 三 中間技術検査
- 四 出来形部分検査
- 五 部分使用検査

(検査員が行う検査)

第12条 検査責任者は、次の各号の検査を行うものとする。

- 一 しゅん功検査
- 二 一部しゅん功検査
- 三 中間技術検査

(検査員)

第13条 検査責任者は、規程第12条の規定に基づき自ら検査員となり、当該工事の検査を行うものとする。

- 2 検査責任者は、自らを補助する者が必要と認めた場合は、実施細則第2条第5項に基づき、次の各号に定める者を検査員として任命することができるものとする。
 - 一 本社の契約責任者が契約した工事の場合は、検査責任者が所属する本社の当該工事を担当する監督員及び副監督員等を除く課の長、室の主幹またはチームのリーダー以上の役職者とする。
 - 二 支社の契約責任者が契約した工事の場合は、検査責任者が所属する支社の当該工事を担当する課またはチームの社員及び当該工事を担当する監督員及び副監督員等を除く課の長またはチームのリーダー以上の役職者とする。
 - 三 事務所の契約責任者が契約した工事の場合は、検査責任者が所属する事務所の当該工事の監督員及び副監督員等を除く副所長とする。
- 3 検査責任者は、当該工事の検査の内容を勘案し、前項一号から三号に掲げる者を補助する者が必要と認めた場合は、当該工事を担当する監督員及び副監督員等並びに支社において当該工事を担当する課またはチームの社員を除く、社員を検査補助員として任命することができる。
- 4 検査責任者は、前2項に基づき検査員及び検査補助員として任命する場合は、実施細則第2条第6項に基づき補助者任命簿（別記様式第1号）により任命するものとする。
- 5 検査責任者は、前項に基づき検査員及び検査補助員として任命した場合で、第12条に規定するしゅん功検査が完了し、その結果を第35条に規定する工事成績評定の手続きが完了した場合または検査員に異動等がある場合は、補助者任命簿（別記様式第1号）により検査員を解任するものとする。
- 6 検査責任者は、第2項の各号に定める者を検査員として任命出来ない場合は、検査責任者が当該工事の技術的条件を勘案し検査を厳正かつ的確に行うことが出来ると認められる者を検査員として任命するものとする。

(しゅん功検査)

第 14 条 しゅん功検査とは、契約書類等に基づき工事が完成したことを受注者から通知があった場合に、工事の完成を確認するために行う検査をいう。

- 2 しゅん功検査は、受注者からしゅん功届の提出を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いのうえ行うものとする。
- 3 しゅん功検査では出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含むものとする。
ただし、一部しゅん功検査または中間技術検査を行っている場合は、その検査の対象となった部分は除くものとする。

(一部しゅん功検査)

第 15 条 一部しゅん功検査とは、契約書類等に基づき工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）が完成したことを受注者から通知があった場合に、指定部分工事の完成を確認するために行う検査をいう。

- 2 検査は、受注者から一部しゅん功届の提出を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いのうえ行うものとする。
- 3 一部しゅん功検査では出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含むものとする。
ただし、中間技術検査を行っている場合は、その検査の対象となった部分は除くものとする。

(中間技術検査)

第 16 条 中間技術検査とは、工事途中の施工の節目において、適切に検査を実施し、その検査結果を別に定める工事成績評定に反映させることを目的に工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえに関する技術検査をいう。

- 2 中間技術検査の対象は、工事期間が 14 ヶ月を超える工事で、かつ監理または主任技術者の専任期間（以下「専任期間」という。）が 12 ヶ月を超える工事において、施工上の重要な変化点や工事完成時に不可視となるような工事の埋戻し前や足場の解体前など（以下「施工上の重要な変化点等」という。）の内容を含む工事とする。

ただし、工事期間が 14 ヶ月を超える工事で、かつ専任期間が 12 ヶ月を超える工事であっても、次の各号に示す施工上の重要な変化点等が極めて少ない工事の場合は、中間技術検査を省略することができる。

- 一 「舗装工事」のうち維持改良に係る工事
- 二 「防護さく工事」に係る工事
- 三 「遮音壁工事」に係る工事
- 四 「標識工事」に係る工事
- 五 「トンネル非常用設備工事」に係る工事
- 六 「受配電設備工事」に係る工事
- 七 「交通情報設備工事」に係る工事
- 八 「トンネル換気設備工事」に係る工事
- 九 「機械設備工事」に係る工事
- 十 「道路補修工事」のうち立入防止さく、落下物防止さくに係る工事

なお、各号の工事種別は平成 23・24 年度の競争参加資格の工事種別を示しているもので、これ以外の時点の競争参加資格を適用している工事の場合は各号の工事種別に読み替えて運用するものとする。

- 3 中間技術検査を行う時期は、施工上の重要な変化点等において、次の各号に示す時期を目安とし概ね 1 年に 1 回程度行うものとし、第 29 条に規定する出来形部分検査または第 30 条に規定する部分使用検査を兼ねて行うことができるものとする。
 - 一 専任期間が 12 ヶ月以上 24 ヶ月未満の工事の場合は、出来高が 5 割程度を目安とした施工上の重要な変化点等

- 二 専任期間が24ヶ月以上の工事の場合は、出来高が3割程度を目安とした施工上の重要な変化点等及び出来高が7割程度を目安とした施工上の重要な変化点等
- 4 中間技術検査を行う時期及び回数は、前項によらずその工事の施工上の重要な変化点等の重要度に応じて増減できるものとする。
- 5 工事期間が14ヶ月を超えない工事または専任期間が12ヶ月を超えない工事であっても、施工上の重要な変化点等の内容を含む工事である場合は、2項に抛らず中間技術検査の対象とすることを妨げない。

(検査員が行う検査の依頼)

第17条 契約責任者は、第12条に規定する検査が必要なときは次の各号に示す時期に、検査責任者に検査を依頼するものとする。

なお、依頼の方法は、任意の書面または電子メールにより行うものとする。

- 一 しゅん功検査の場合は、受注者よりしゅん功届の提出があったとき
- 二 一部しゅん功検査の場合は、受注者より一部しゅん功届の提出があったとき
- 三 中間技術検査の場合は、当該工事の工期開始の日から30日までの時期
- 2 検査責任者は、前項に基づき契約責任者から検査の依頼を受けたときは、監督員と検査実施日時等を調整のうえ定め、検査を実施しなければならない。
- 3 事務所の契約責任者が契約した工事の場合は、第1項は省略することができるものとする。

(検査員が行う検査の伝達)

第18条 検査責任者は、前条に基づき契約責任者から検査の依頼を受けたときは、当該工事の検査員の氏名及び役職並びに検査の実施日時を任意の書面または電子メールにより監督員に伝達するものとする。

- 2 監督員は、前項に基づき伝達された検査員の氏名及び役職並びに検査実施日時を別に定める共通仕様書の工事打合簿により受注者に通知するものとする。

ただし、中間技術検査の場合は、検査実施日の10日前までに通知するものとする。

(検査員が行う検査に対する協力等)

第19条 検査員は、検査を実施するため必要があると認めた場合は、契約書類等以外の関係書類及び物件等の提示または事実関係の説明を監督員及び副監督員等に求めることができるものとする。

(検査員が行う検査に係る立会)

第20条 検査員が行う検査には、監督員及び副監督員等が立会うものとする。

(検査員が行う検査の内容)

第21条 検査員は、しゅん功検査及び一部しゅん功検査を行う場合は、工事実施状況及び出来形、品質、出来ばえ（以下「出来形等」という。）を対象として、契約書類等と対比して合否の判定を行うものとする。

なお、工事実施状況及び出来形等の検査内容は次の各号によるものとする。

一 工事実施状況

項目	関係書類	内容
1 契約書等の適合状況	契約書、仕様書、特記仕様書、工事打合簿、工事記録等	指示、承諾、協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び建設副産物等の処理状況その他契約書類等の適合状況（他に掲げる内容を除く）
2 施工体制	施工計画書、施工体制台帳、施工体系図、技術者台帳、現場代	適正な施工体制の確保状況

	理人等の通知、	
3 施工状況	施工計画書、工事打合簿、工事記録写真等その他資料	施工方法及び予期し得ない事象に対する処理状況、現場管理状況
4 工程管理	施工計画書、工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗状況
5 安全対策	施工計画書、契約書、仕様書、特記仕様書、工事打合簿、工事記録写真等その他資料	安全管理状況、安全に関する措置内容及び措置状況、関係法令の遵守状況

二 出来形等

項目	内容	
1 出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。	
2 品質	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。	
3 出来ばえ	仕上げ面、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について行うものをいう。	

- 2 検査員が実施する中間技術検査の内容は、工事実施状況及び出来形等を対象として、契約書類等と対比して技術評価を行うものとする。なお、検査内容は次の各号によるものとする。

一 工事実施状況

項目	関係書類	内容
1 施工状況	施工計画書、工事打合簿、写真等その他資料	施工方法及び予期し得ない事象に対する処理状況、現場管理状況

二 出来形等

項目	内容	
1 出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。	
2 品質	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。	
3 出来ばえ	仕上げ面、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について行うものをいう。	

（検査員が行う検査の方法）

第22条 検査員が、第12条に規定する検査を行う場合は、次の事項に留意して検査を行うものとする。

- 一 検査員は、工事目的物が検査時に確認できない（不可視な）部分がある時は、書類、記録及び写真等または別に定める共通仕様書の規定により提出された工事施工立会い（検査）願に基づき工事の施工状況の確認を行った結果を参考にして検査を行うことができるものとする。
- 二 検査員は、工事の出来形の数量が多い場合で、かつその種類及び規格が同一である時は、その一部を抽出して検査を行うことができるものとする。
- 三 検査員は、検査にあたり契約書類等への違反の場合及び工事の施工部分が契約書類等に適合しないと認められる相当の理由がある場合は、契約書に基づき受注者にその理由を通知して、最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。

(検査員が行う検査の代行)

第 23 条 検査員は、検査の内容が第 21 条第 1 項第二号に該当する場合で、かつ次の各号に該当する場合は、契約書に基づき監督員が立会いを行った検査の結果及び第 28 条に規定する監督員が行う検査の結果を使用することが出来るものとする。

- 一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によって検査を行う工事現場への交通が著しく困難であるため検査員が行うことが著しく困難な検査
- 二 検査を行うための特別な技術を要するため検査員が行うことが著しく困難な検査
- 三 供用中路線における工事で、施工後に出来形等の確認を行った後、交通開放を行い、その結果、工事完成後のしゅん功検査または一部しゅん功検査において完了の確認が著しく困難な検査

(検査員が行う検査の報告)

第 24 条 検査員は、しゅん功検査または一部しゅん功検査の結果、当該工事が契約書類等に適合して完了していると認められたときは、速やかにしゅん功検査または一部しゅん功検査調書(別記様式第 2 号)(以下「検査調書」という。)を作成し、検査責任者に報告しなければならない。

- 2 検査員は、中間技術検査が完了したときは、速やかに中間技術検査調書(別記様式第 3 号)を作成し、検査責任者に報告しなければならない。
- 3 検査責任者自らが検査員となる場合は、前 2 項に基づく検査調書作成後の検査責任者への報告は行う必要はない。

(検査員が行った検査結果の契約責任者への通知)

第 25 条 検査責任者は、前条第 1 項の内容について報告を受けたときは、速やかに前条に規定する検査調書を添付のうえ、契約責任者に通知しなければならない。

(修補)

第 26 条 検査員は、しゅん功検査または一部しゅん功検査の結果、工事の出来形等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。

- 2 検査責任者は、前項の報告を受けたときは、契約責任者にその旨を通知しなければならない。
- 3 契約責任者は、前項の通知を受けたときは、受注者に期限を定めて修補を請求しなければならない。
- 4 契約責任者は、前項の修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けたときは、当該修補を完了した部分を対象として検査を第 17 条から第 25 条に基づき行うものとする。

(軽微な修補の取扱い)

第 27 条 検査員は、しゅん功検査または一部しゅん功検査の結果、工事の出来形等について契約書類等に適合していないことが判明し、修補の必要があると認めた場合のうち軽微な修補については、検査員が受注者に対し期限を定めて「手直し指示書」により修補を指示することができるものとする。

- 2 軽微な修補とは、工事目的物の効用を損なわない次の各号に示す内容で、修補を指示してから短期間(概ね 10 日以内)に修補が完了するものをいう。

なお、修補に際し第三者被害等が想定される場合や関係機関と改めて協議を必要とする事象がある場合は軽微な修補として取り扱ってはならず、この場合、前条に従って取り扱うものとする。

- 一 ヘアークラックの補修
- 二 すり付け部の化粧直し
- 三 小規模な破損(傷)の補修

- 四 水抜き孔、橋梁伸縮装置等の目詰まり
 - 五 目地材等の切揃え
 - 六 後片付け、清掃の不足
 - 七 図面等に明示されていないが、一般的に手直しをすべきもの
 - 八 その他これらに類するもの
- 3 検査員は、第1項の指示を行った場合は、その旨を検査責任者に報告しなければならない。
 - 4 検査員は、第1項に基づく修補の完了の確認を監督員に委任するものとし、確認の結果を監督員から報告をさせなければならない。
 - 5 監督員は、第1項の修補が完了し、受注者からその旨の通知を受けたときは、当該修補を完了した部分を対象として確認を行うものとする。
 - 6 監督員は、前項の確認の結果、第1項の修補が完了したことを認めた場合は、受注者に対し手直し完了通知を行うものとし、あわせて検査員に手直し完了報告書により報告しなければならない。
 - 7 監督員は、第1項に基づく修補が完了しないと認められる場合には、その旨を検査員に報告しなければならない。
 - 8 検査員は、第6項または第7項により監督員より報告を受けたときは、検査責任者にその旨を通知しなければならない。
 - 9 検査責任者は、前項に基づき検査員から報告された内容が、第7項に関する内容である場合は、契約責任者にその旨を通知しなければならない。

(監督員が行う検査)

第28条 検査責任者は、次の各号に示す検査を監督員に実施させるものとする。

なお、検査員が行う第16条に規定する中間技術検査を次の各号に示す検査と合わせて行う場合は、この限りではない。

- 一 出来形部分検査
 - 二 部分使用検査
- 2 監督員は、前項の検査を副監督員または主任補助監督員に実施させることができるものとする。
 - 3 監督員は、前項に基づき自ら検査を行わない場合は、副監督員または主任補助監督員から検査の結果を報告を受けるものとする。

(出来形部分検査)

第29条 出来形部分検査とは、受注者から工事の完成前に、契約書類等に基づき部分払の請求があった場合に、当該請求に係る出来形部分の確認を行う検査をいう。

- 2 出来形部分検査は、契約書類等に基づき受注者から部分払いの請求に係る工事出来形部分検査願の提出があった場合は、提出を受けた日から14日以内に受注者の立会いのうえ行うものとする。

(部分使用検査)

第30条 部分使用検査とは、契約書類等に基づき引渡し前において、工事目的物の全部または一部を受注者の承諾を得て使用する場合に行う検査をいう。

- 2 部分使用検査は、契約書類等に基づき、発注者が工事目的物の引渡し前に工事目的物の全部または一部の使用を受注者に請求し承諾された場合に、完成した工事の出来形等について行うものとする。
- 3 部分使用は、次の各号の場合に行うことができるものとする。
 - 一 別途工事の用に供する必要がある場合
 - ①路床面及び橋面等を工事用道路として使用する場合
 - ②路床面及び橋面等を継続して使用する場合

- ③橋梁下部工を上部工工事で使用する場合
- 二 一般の用に供する必要がある道路または水路の場合
 - ①跨高速道路橋の橋面
 - ②ボックスカルバート内の路面
 - ③主要道路等の路面、付替水路等
- 三 その他特に必要と認められる場合

(監督員が行う検査の実施に関する伝達)

第 31 条 監督員は、第 29 条または第 30 条に基づき検査を行う場合は、検査実施日時を別に定める共通仕様書の工事打合簿により受注者に通知するものとする。

(監督員が行う検査の内容及び方法)

第 32 条 監督員が行う、第 28 条に基づき行う検査の内容は、出来形等を対象として、契約書類等と対比して確認を行うものとする。

なお、出来形等の検査内容は次によるものとする。

一 出来形等

項目	内容
1 出来形	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた出来形基準における基準及び規格値に対する出来形の精度（位置、出来形寸法の規格値等に対するばらつき）及び出来形管理等の的確さについて行うものとする。
2 品質	契約書類等及び別に定める施工管理要領等に定められた品質管理基準における基準及び規格値に対する品質のばらつき、品質管理等の的確さについて行うものとする。
3 出来ばえ	仕上げ面、通り、すり付け等の程度及び全般的な外観について行うものをいう。

- 2 検査の方法は、第 22 条の規定によるものとし、出来形等の検査のうち、品質に係る検査は、別に定める共通仕様書の規定により提出された工事施工立会い（検査）願に基づき工事の施工状況の確認を行った結果を使用することが出来るものとする。

(監督員が行う検査の報告)

第 33 条 監督員は、第 28 条に基づく検査を行った場合は、速やかに次の各号に示す書類を作成し、検査責任者に報告しなければならない。

- 一 出来形部分検査の場合：出来形部分検査調書（別記様式第 4 号の 1）及びこれに添付する受注者から提出される出来形部分検査内訳書（別記様式第 4 号の 2）
- 二 部分使用検査の場合：部分使用検査調書（別記様式第 5 号）

(監督員が行った検査結果の契約責任者への通知)

第 34 条 検査責任者は、前条の報告を受けたときは、速やかに前条の出来形部分検査調書（別記様式第 4 号の 1）及び受注者から提出される出来形部分検査内訳書（別記様式第 4 号の 2）または部分使用検査調書（別記様式第 5 号）を添付のうえ、契約責任者に通知しなければならない。

- 2 事務所の検査責任者は、前項の規定にかかわらず、事務所の契約責任者に検査結果を手交または電子メールにより伝達するものとする。

第4章 その他

(工事成績評定への活用)

第35条 検査員は当該工事の検査を完了したとき、また、監督員等は当該工事が完成したときは、別に定めるところにより工事成績を評定しなければならない。

(その他)

第36条 この要領において、様式について定めがないものにあつては、現に効力を有する他の要領等で規定されている様式によるものとする。

2 この要領に定めのない監督や検査を行う必要がある場合は、本社と協議するものとする。

以 上

《附則》

本要領は、平成23年4月1日以降に入札公告を行う工事及び契約を行う工事並びに現に契約中の工事から適用する。

ただし、現に契約中の工事期間が14ヶ月を超える場合であっても、残工事期間が14ヶ月を下回りかつ専任を要する期間が12ヶ月を下回る場合は、本要領第16条に規定する中間技術検査は適用しないことができるものとする。

なお「工事に関する監督及び検査要領の制定について」（平成18年3月2日付け東高建技第14号担当取締役）は平成23年3月31日をもって廃止する。

(第13条第3項及び第4項：別記様式第1号)

補助者任命簿

補助者氏名 (検査員名)	職務の範囲	任命				解任			
		年月日	検査責任者名	印	本人印	年月日	検査責任者名	印	本人印
〇〇事業部 〇〇課長 〇〇 〇〇	(例) 工事に関する監督及び検査要領 第13条に基づき、次の工事の「中間技 術検査の検査員」に任命する。 〇〇自動車道 〇〇工事	HXX. XX. 01	〇〇事業部長 〇〇 〇〇			HZZ. ZZ. 30	〇〇事業部長 〇〇 〇〇		
〇〇事業部 〇〇課長 〇〇 〇〇	(例) 工事に関する監督及び検査要領 第13条に基づき、次の工事の「しゅん 功検査の検査員」に任命する。 〇〇自動車道 〇〇工事	HZZ. ZZ. 01	〇〇事業部長 〇〇 〇〇			HZZ. ZZ. 30	〇〇事業部長 〇〇 〇〇		
〇〇事業部 〇〇課 □□ □□	(例) 工事に関する監督及び検査要領 第13条に基づき、次の工事の「しゅん 功検査の検査員(〇〇 〇〇)の検査 補助員」に任命する。 〇〇自動車道 〇〇工事	HZZ. ZZ. 01	〇〇事業部長 〇〇 〇〇			HZZ. ZZ. 30	〇〇事業部長 〇〇 〇〇		
〇〇事業部 〇〇課 △△ △△	(例) 工事に関する監督及び検査要領 第13条に基づき、次の工事の「しゅん 功検査の検査員(〇〇 〇〇)の検査 補助員」に任命する。 〇〇自動車道 〇〇工事	HZZ. ZZ. 01	〇〇事業部長 〇〇 〇〇			HZZ. ZZ. 30	〇〇事業部長 〇〇 〇〇		

注意事項：本様式は、1工事毎に活用することができるものとする。

(第 24 条：別記様式第 2 号)

しゅん功検査・一部しゅん功検査調書

平成 年 月 日

検査責任者

印

検査員

印

1. 工事名

2. 工事箇所

3. 工事概要

4. 工事期間

年 月 日から
年 月 日まで (日間)

5. 請負代金額及び検査対象額

請負代金額

円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

うち検査対象額

円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

6. 受注者名

上記工事のしゅん功検査・一部しゅん功検査を 年 月 日に実施したところ、契約書のとおり 年 月 日に相違なくしゅん功・一部しゅん功したものと認められたので、この調書を作成します。

以 上

(第 24 条第 2 項：別記様式第 3 号)

中間技術検査調書

平成 年 月 日

検査責任者

印

検査員

印

1. 工事名

2. 工事箇所

3. 工事期間

年 月 日から
年 月 日まで (日間)

4. 請負代金額

請負代金額

円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 今回検査時の累計出来高

(前回中間技術検査実施日及び累計出来高 % 年 月 日 %)

6. 検査対象とした工事内容

7. 受注者名

上記工事の中間技術検査を 年 月 日に実施しましたので、この調書を作成します。

以 上

(第 33 条一号：別記様式第 4 号の 1)

出来形部分検査調書 (第 回)

平成 年 月 日

検査責任者

印

監督員

印

1. 工事名

2. 工事箇所

3. 工事期間

年 月 日から
年 月 日まで (日間)

4. 請負代金額

請負代金額

円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 今回出来高

%

6. 累計出来高

%

7. 受注者名

上記工事の出来形部分検査を 年 月 日に実施したところ、別記様式第 4 号の 2 内訳書のとおり相違ないと認められたので、この調書を作成します。

以 上

部分使用検査調書

平成 年 月 日

検査責任者

印

監督員

印

1. 工事名

2. 工事箇所

3. 工事期間

年 月 日から
年 月 日まで (日間)

4. 請負代金額

請負代金額

円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. 検査対象とした工事内容

6. 受注者名

上記工事の部分使用検査を 年 月 日に実施し、契約書と出来形等に相違ないことを確認したので、この調書を作成します。

以 上